

羽村市と国立音楽大学との連携に関する協定書

羽村市（以下「甲」という。）と国立音楽大学（以下「乙」という。）は、相互の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙の資源をもって相互の連携により、活力のある地域社会の創造、人材の育成及び両者の発展に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項について連携する。

- （1）地域貢献のための各種事業に関すること。
- （2）教育及び人材育成に関すること。
- （3）文化の育成・発展に関すること。
- （4）その他必要と認める事項

（連携協議会）

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、連携協議会を設置する。

2 連携協議会の組織及び運営に関する事項は甲及び乙が協議して別に定める。

（費用の負担）

第4条 第2条に掲げる事項の個別事業に関わる費用については甲及び乙が協議して別に定める。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲及び乙のいずれかから異議の申し出がない場合は、有効期間を1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第6条 この協定書に定めるもののほか、必要な事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙が署名捺印の上、各自その1通を保有する。

令和3年9月10日

（甲）東京都羽村市緑ヶ丘五丁目2番地1
羽村市
羽村市長

（乙）東京都立川市柏町五丁目5番地1
国立音楽大学
学長